

第1回 自治基本条例策定に向けたミーティング

(仮称)守谷市自治基本条例制定に向けて

令和8年1月12日

1 (仮称)守谷市自治基本条例制定の意義

自治基本条例の意義

- 社会経済情勢が変化しても変わらない普遍的な考え方を自治基本条例で示すことは、どの時代においてもまちづくりの主体が市民であることを明確にし、真の地方分権の実現に寄与します。
- 条例を検討する過程で、市民と自治体が将来の地域像や自治体のあり方について共に考える機会を持つことができます。

2（仮称）守谷市自治基本条例制定の流れ（令和7年度）

（1）みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングの開催

条例において、まちづくりの基本理念、住民参加や協働のあり方などを規定することを予定しているため、策定の前段階で、ミーティングを行い、市民の想いを広く聴きました。

NO	対象	実施日	参加人数
1	まちづくり協議会	8月2日(土)13時30分～	28
2	二十歳の記念式典実行委員会	8月23日(土)11時～	18
3	市内児童・生徒	8月26日(火)13時50分～	26
4	各分野組織	8月30日(土)10時～	21
5	無作為抽出の市民	9月15日(月)10時～	33

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(2)守谷市協働のまちづくり推進委員会 意見交換

①令和7年11月13日(木)13時30分～開催

自治基本条例について説明するとともに、これまでのミーティングの経過について報告し、意見交換を行いました。

②令和8年2月13日(金)13時30分～開催予定

(仮称)守谷市自治基本条例の意義や条文構成等について、意見交換を行う予定です。

守谷市協働のまちづくり推進委員会 委員

徳田太郎(学識経験者/会長)、林香織(学識経験者/江戸川大学教授)、天野風人(公募)、山口健一(公募)、小澤道子(団体)、須賀由美子(団体)、大山輝芳(事業者)、荒川かつ子(地域福祉)、松元敏博(自治会)、藤門幸彦(自治会)

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(3)みんなで守谷の未来を紡ぐMTG参加者と検討会

みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングに参加いただいた市民126人(重複している方あり)に声掛けをし、(仮称)守谷市自治基本条例の前文(案)や条例構成等について、意見交換を行います。

【本日】開催日:令和8年1月12日(月・祝)14時~16時

(4)(仮称)守谷市自治基本条例条文の作成(職員)

上記検討会の結果を参考に、3月上旬までに、職員により、(仮称)守谷市自治基本条例の条文を作成します。

2 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和7年度)

(5)議会全員協議会への報告

2月の全員協議会において、進捗状況等を報告します。

(6)有志による条例策定検討会の実施

みんなで守谷の未来を紡ぐミーティングに参加した市民と検討会の中から、さらに有志を募って、2回目の条例策定検討会を開催します。

開催予定日:令和8年3月22日(日)10時~正午

3 (仮称)守谷市自治基本条例制定の流れ(令和8年度)

(1)(仮称)守谷市自治基本条例(最終案)作成(職員)

検討会の結果を受け、4月中に条例最終案を作成します。

(2)パブリックコメントの実施

6月にパブリックコメントを実施します。

(3)(仮称)守谷市自治基本条例を9月定例会議会へ上程

(仮称)守谷市自治基本条例を9月定例会議会へ上程します。



令和8年10月制定を目指す

条例における前文(案)と構成

1 (仮称)守谷市自治基本条例の条例名・前文(案)

(仮称) みんなで守谷の未来を紡ぐ自治基本条例

守谷市は、市民一人ひとりの幸せと未来への希望を心から願い、この豊かな自然、歴史、伝統を継承しながら、「みんなで守谷の未来を紡いでいく」という協働の精神を礎としています。市内各地域の特色を生かし、市民の市政や地域活動への関わりを大切にし、将来、社会経済情勢が如何に変化しても揺るがない普遍的な価値観を共有し、未来社会の創造に邁進します。

その価値観とは、いかなる時代においてもまちづくりの主体は市民であるという確固たる信念、そして地方分権の推進と実現です。

市民と行政が対等なパートナーとして心を通わせ、信頼と共感のもとに手を取り合い協働します。さらに、透明性と説明責任を担保した市政運営を行うことで、市民が誇りと幸せを感じ、安心して暮らせる活力に満ちた地域社会を築き、市民一人ひとりが守谷市の未来を紡いでいくことができるよう、この条例を制定します。

2 (仮称)守谷市自治基本条例の構成(案)

第1章 総則

(目的)、(条例の位置付け)、(用語の定義)

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(まちづくりの基本的な考え方)、(まちづくりの基本原則)

第3章 まちづくりの主体の役割等

(市民の権利・役割)、(議会の役割・責務)、(市長の役割・責務)

第4章 情報の共有

第5章 参加と協働の仕組み

第6章 市政運営

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

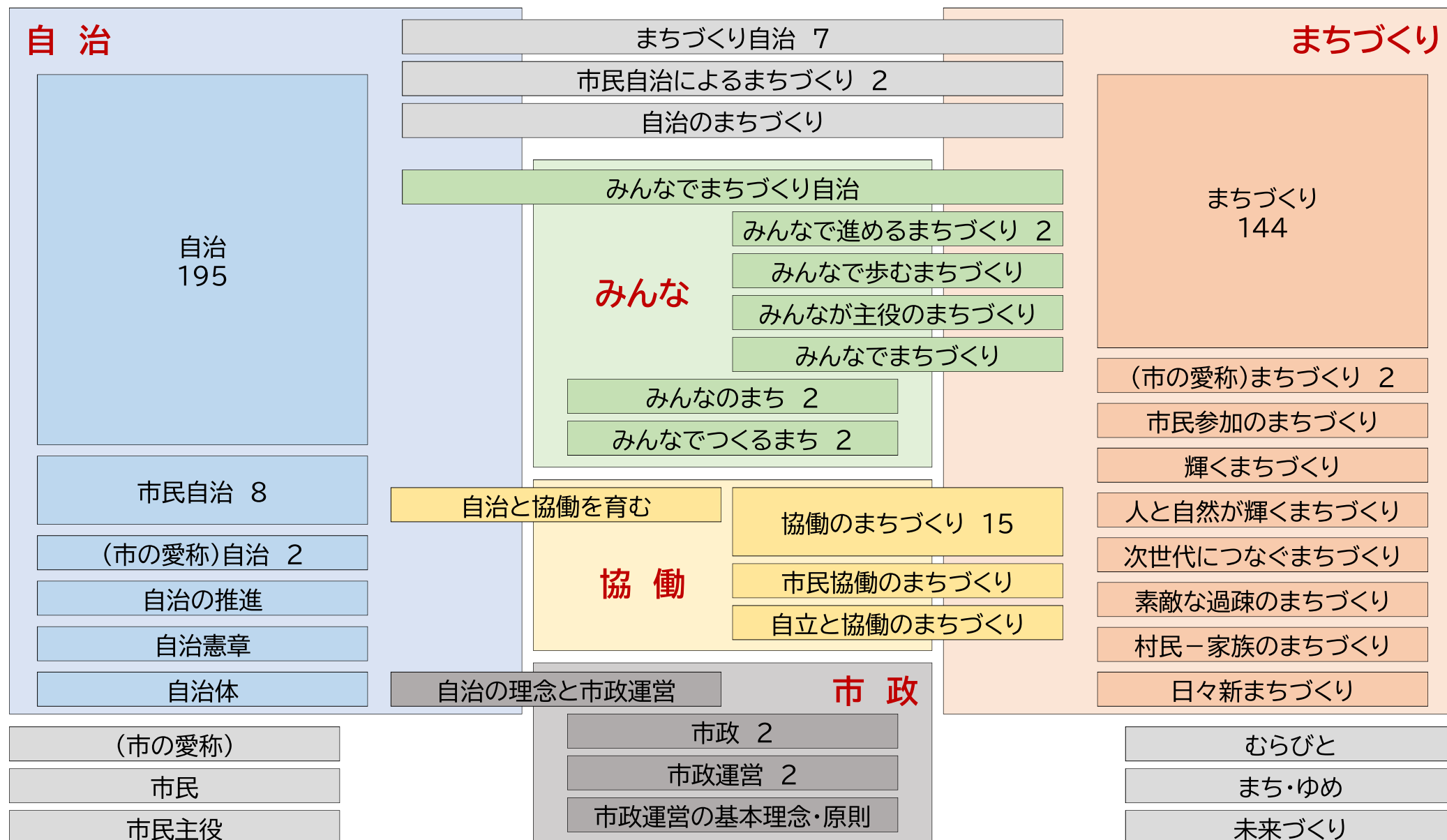
第8章 条例の見直し

3 基本理念と基本原則

みなさんのご意見をお聞かせください！

參考資料

名称に関して：全国411の自治基本条例の名称



前文に関して①: With まちづくり協議会 ご意見等(1)



- 人と人のつながり
- 双方の情報発信
- 双方の歩み寄り、情報共有の場の創出
- みんなが安心して暮らせる・生活ができるまちづくり
- 若い世代が住みやすく、子どもが元気に過ごせる、安心して住みよいまち
- 地域のことが住民に共有できる
- 向こう三軒両隣が声かけあえる地域づくり

前文に関して①: With まちづくり協議会 ご意見等(2)

- 助け合いの気持ちがつながっているまち
- 守谷に住んで良かったと思えるまちづくり
- 誰もが誰かとつながっていて、一緒に参加するのがあたりまえになっているような関係性があれば、それが協働になっていくと思う
- そもそも「参加」するのではなく、協働が当たり前、普通のことになっていると良い
- 地域の輪がいたるところで広がっていたら良い
市民が幸せを感じるまち
- 子どもから高齢者まで地域の中でかかわりあえる
- 市民の声が届けられる、市民の想いが形になる、市民と市がもっと対話できるまちになっているといい
- 子どもから大人まですべての住民が何らかのまちづくりに参加し、住民が主役になれるまちになっている

前文に関して②: With 二十歳式典実行委 ご意見等(1)



- 交通の便が良く、自然豊か、小さな子連れの家族が暮らしやすい
- 人と人のつながりがあり、適度な自然、公共交通機関にめぐまれている
- 地域の横のつながりが強く、人があたたかいところ
- 人と人のつながりがあたたかい
- 今のまま変わってほしくない

前文に関して②: With 二十歳式典実行委 ご意見等(2)

- 八坂祭りやモコフェスなどのイベント、都会過ぎず、田舎過ぎないところ、交通の便が良い
- 小・中学校が多く子どもたちが学びやすい環境が充実している
- 人の温かさやアクセスの良さは魅力だが、アクセスの良さから、他県の人が集まり、温かさが失われるのはさみしいと感じる
- 都会過ぎないけれど他県へのアクセスが良い
- 小さな子どもが安全に遊ぶことができる
- 新しい事業をするのは大切だが、それ以上に今あるものを守っていくことも大切だと思う

前文に関して③: With 各分野組織 ご意見等(1)

- 一人ひとりが前向きな意識をもって協力していくことが、市の発展、住みよい街につながっていく
- 今日集まった場がまさにそれであり、多くの市民に関わってほしい
- 子どもからお年寄りまで、それぞれができることを出し合って、顔の見える関係が続いていく
- 参加・参画と協働及び情報共有が不可欠、情報の量、質も重要
- 「住みよいまち」ではなく、積極的に「持続可能な幸せづくりのまち」に変えるべき
- 年齢に関係なく、みんなでできる(参加)組織づくりをする
- 子どもたちが「また戻ってきたい」と思える地域にする
- 帰るとほっとできる、あたたかい街にしたい
- 地域間・世代間の隔たりのない、あたたかいまちづくり(こころのバリアフリー)
- 様々な世代が認め合う、受け入れる
- 歩み寄る、考え方の共有、そのための場所、機会づくり

前文に関して④: With 無作為抽出市民 ご意見等(1)



前文に関して④: With 無作為抽出市民 ご意見等(2)

- 大都市と比べて市政と市民の距離が近いと思う、これが続けていき、市政にかかわれる機会を増やしてほしい
- 取り残される人がいない守谷
- そのために積極的に情報を取りに行き、その時に自分ができることを小さなことであっても行動に移す
- 守谷の商業施設、交通、ブランドを優先的に利活用し、帰属意識を高める
- 情報が役所などと双方向にできれば、守谷をもっと知れると思う
- 助け合い、協力、声の掛け合いなど、住民の一人ひとりが、良い守谷になっていけるように考えていく
- どの世代も住みやすく、交流が活発な街
- 守谷市が住みやすい楽しい街として、誰もが感じられるように、一人ひとりが考えて行動できるようになっていく

前文に関して④: With 無作為抽出市民 ご意見等(3)

- 変わらない、変わってほしくない一番重要なことは、人との絆
- 地域の人々、子どもたちがふれあうことができる、昔ながらの自然を残した街であってほしい
- 市民のかかわりとして、地域の自然環境に対する関心を持つことが大切
- ほどよい都会(利便性・インフラ)、ほどよい田舎(地域のつながり・治安の維持・子どもたちの居場所)、両方の側面を持つ守谷市を維持してほしい
- 今ある良い部分は残されている、かつ、それが市民の意見により残されたのだということが周知されている
- 住むことに充実感、満足感があること

前文に関して④: With 無作為抽出市民 ご意見等(4)

- 市政と市民とがそれぞれのライフスタイルに合わせ、コミュニケーションを取る機会を持てること、また、持つことができるということが分かっていること
- 市政でできないことを市民同士が協力できる手段を持つこと
- 守谷に住んでいる人みんなが守谷を好きで、守谷に興味を持っている(関心がある)まち
- 自分が暮らしやすい、住みやすいまちであるために何があったら良いか、何ができるのか考え、声に出す(発信する)こと

基本理念・基本原則に関して①

◆基本理念… まちづくりの基本的な考え方（何を実現するのか）

・ 市民憲章や当該条例の前文などと内容が重複することもあるため、特に規定しない自治体もある。

・ 県内自治体の例：

① 詳細に規定

第4条 まちづくりは、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまちをつくりまします。
- (2) 人と人とのつながりを大切にし、元気で思いやりと優しさに支えられたまちをつくりまします。
- (3) さまざまな産業と豊かな自然環境が調和し、にぎわいと潤いのあるまちをつくりまします。
- (4) 歴史、伝統、文化を引き継ぎ、未来に向かって豊かな人間性を育むまちをつくりまします。
- (5) 協働と交流で人の力を生かし、活力のある自立したまちをつくりまします。（ひたちなか市）

第4条 村民及び村は、次に掲げるまちづくりを推進するものとします。

- (1) 安全・安心して暮らせるまちづくり
- (2) 男女共同参画社会を実現するまちづくり
- (3) 未来を担う子どもたちの健全育成を図るためのまちづくり
- (4) 美しく住み良いまちを未来に継承するための環境に配慮したまちづくり（東海村）

② 簡潔に規定

第4条 市は、豊かな自然、歴史及び文化を大切にし、市民福祉の充実を図り、誇り得る地域社会を築けるよう、基本的人権を尊重し、市民等による自主的かつ主体的な活動に基づく市民自治によるまちづくりを推進するものとする。（古河市）

第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。（龍ヶ崎市）

第4条 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、それぞれの役割と責務等に基づき、協働によるまちづくりを推進します。（利根町）

③ 規定なし（小美玉市）（那珂市）

基本理念・基本原則に関して②

◆基本原則… まちづくりの具体的な進め方（何を大切にするのか）

・以下の原則を中心に規定する自治体が多い。

- ① **住民自治の原則**：市民の参加を得て、市民の意思に基づいてまちづくりを行う。個人の尊重、相互平等、自主性の尊重など。
- ② **情報共有の原則**：行政や議会が保有する情報を市民に公開・提供する。また、市民の情報を行政・議会・市民間で共有する。
- ③ **参加の原則**：企画・立案、実施、評価の各段階で、市民が主体的に関与する。また、そのための機会や制度を保障する。
- ④ **協働の原則**：行政、議会、市民が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な関係で協力しあう。
- ⑤ **その他**：補完性の原則（決定や自治はできるかぎり小さい単位でおこない、できないことのみをより大きな単位で補う）、地域理解の促進、人材の育成、合意形成の重視、環境との共生、持続的な発展、多様性の尊重、新時代への挑戦など。

・県内自治体の例：

	住民自治	情報共有	参加／参画	協働	その他	
小美玉市		○	○	○		
古河市		○	○	○		
那珂市		○		○	行政の説明責任	
ひたちなか市	自覚と責任			役割分担	市政運営の信託	合意形成
東海村	村民主体	○	○	○	補完性	
龍ヶ崎市		○	○	相互理解・信頼構築		
利根町		○	○	相互理解・信頼構築		